



広報 しょうわ 9

青空と緑と産業の町
Public Relations Showa Town
町の鳥=ひばり 町の花=れんげ 町の木=乙女椿

月号 September.2010
No.395

9月1日は「防災の日」

いつ起こるか分からない災害。日頃から家族で防災会議を開き、いざという時に冷静な行動が取れるよう、災害に対する心構えと備えをしておきましょう。

まちの動き

8月1日現在

人口	17,105人(+10)
男	8,801人(-1)
女	8,304人(+11)
世帯数	6,929戸(-2)



CONTENTS 目次

- 愛育のころを大切に (P2)
- 平成 22 年国勢調査を実施します (P4)
- 乳がん健診お申込みは … (P7)
- 4 コマ漫画 昭和のいちごさん (P23)

愛育のこころを大切に



▲こんにちは赤ちゃん訪問。子育てを見守ります

昭和町の「母子愛育会」は昭和36年に発足し、来年で50周年を迎えます。地域の身近な存在として活動する母子愛育会をご紹介します。



母子愛育会のあゆみ



▲声かけ。子宮がん検診のすすめをしながら地域を見守ります

昭和町母子愛育会は、昭和36年に発足し来年で50周年を迎えます。現在は各地区に「愛育班」が組織され、愛育班員は180人、町内約2700世帯が会員となっています。

その歴史は約70年前にさかのぼります。昭和9年に「恩賜財団愛育会」が創立。昭和11年に「愛育村」事業が開始され、戦前には「愛育班」が全国に組織、山梨県でも昭和12年に源村が愛育村に指定されました。

愛育会は、町民の皆さまの健康づくりを目的に、声かけや見守り、班員相互の話し合いなどの基本活動を大切に、地域の身近な存在として健康で住みよい「まちづくり」を目指しています。



主な活動

今年度のテーマは「心と体の健康づくり」。愛育のこころで地域を健康にしよう。愛育会の主な活動について紹介します。

声かけ

地域にとって身近な組織である愛育会は、それぞれの愛育班が地域の方たちに「声かけ」を行っています。地域のつながりを大切に、町民の皆さまの健康や安心な生活に寄り添っています。

8月6日（金）築地新居区愛育班の声かけは、訪問先でのお天気や健康についての話題。「夏バテなどしてませんか？先日申し込まれた子宮がん検診の受診票を届けに来ました。早めに受けてくださいね」の会話から地域住民の生活を見守ります。声かけによって気付いた地域の課題は、班員研修のテーマになるなど貴重な情報となります。

見守り

（こんにちは赤ちゃん訪問）

こんにちは赤ちゃん訪問事業は、子育て中のお宅を訪問し地区の子育てを見守ります。

8月16日（月）押越区愛育班の訪問では、生後5ヶ月になるお子さんのいるお宅を訪問しガーゼを渡しました。



▲正副班長会議で愛育会全体の取り組みを話し合います



▲地区班員会議で地域の様子を話し合います

子育てに関する話題の中で、班員さんが近所に住んでいることが分かり、愛育班が身近な存在であることを知りました。

話のこころ

（正副班長会議）

母子愛育会は、地域の愛育班で構成されており、愛育班相互の話し合いの場が毎月の正副班長会議です。8月3日（火）に行われた正副班長会議では、地区班員研修の実施に関することやグループワークなどが行われました。グループワークでは、散歩の途中で会うお年寄りとの何気ない会話の重要性やプライバシーへの配慮、日々の健康づ

くりへの取り組みなどが話し合われました。

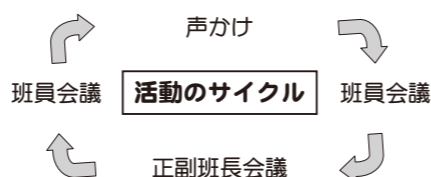
話のこころ

（地区班員会議）

8月9日（月）に行われた河西区愛育会定例班員会議では、「声かけ」で班員が実際に声をかけた様子や、子育て支援事業へ参加した班員の感想報告があり、また子宮がん検診の受診票の配布や河西区防災訓練の炊き出し訓練についてなどが議題にあげられ、地域の子育てや防災・高齢者への気配り、地域の健康づくりについて話し合われました。

昭和町母子愛育会のあゆみ

- 昭和36年 婦人会愛育部として発足
- 昭和40年 子宮がん検診の実施に協力
- 昭和47年 昭和町の出生児にガーゼのお届けを開始
- 昭和49年 第1回健康まつり開催（愛育会主催）
- 昭和52年 日本顕彰（けんしょう）会表彰受賞
- 昭和57年 班員受け持ち世帯への声かけ事業を強化
- 昭和62年 町総合健診のおすすめ活動開始
- 平成12年 第1回昭和フェスティバル開催（従前の健康まつりを充実）
- 平成17年 恩賜財団母子愛育会会長表彰受賞
- 平成19年 愛育班員全国大会で模範愛育班に指定広報しょうわへの記事連載化「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を町から委託を受け開始
- 平成20年 子宮がん検診申し込み取りまとめ復活
- 平成21年 子どもの事故防止冊子「わたしのまわりのハッとヒヤッと体験記」作成



昭和町母子愛育会 会長 廣瀬 はるみ ひとこと



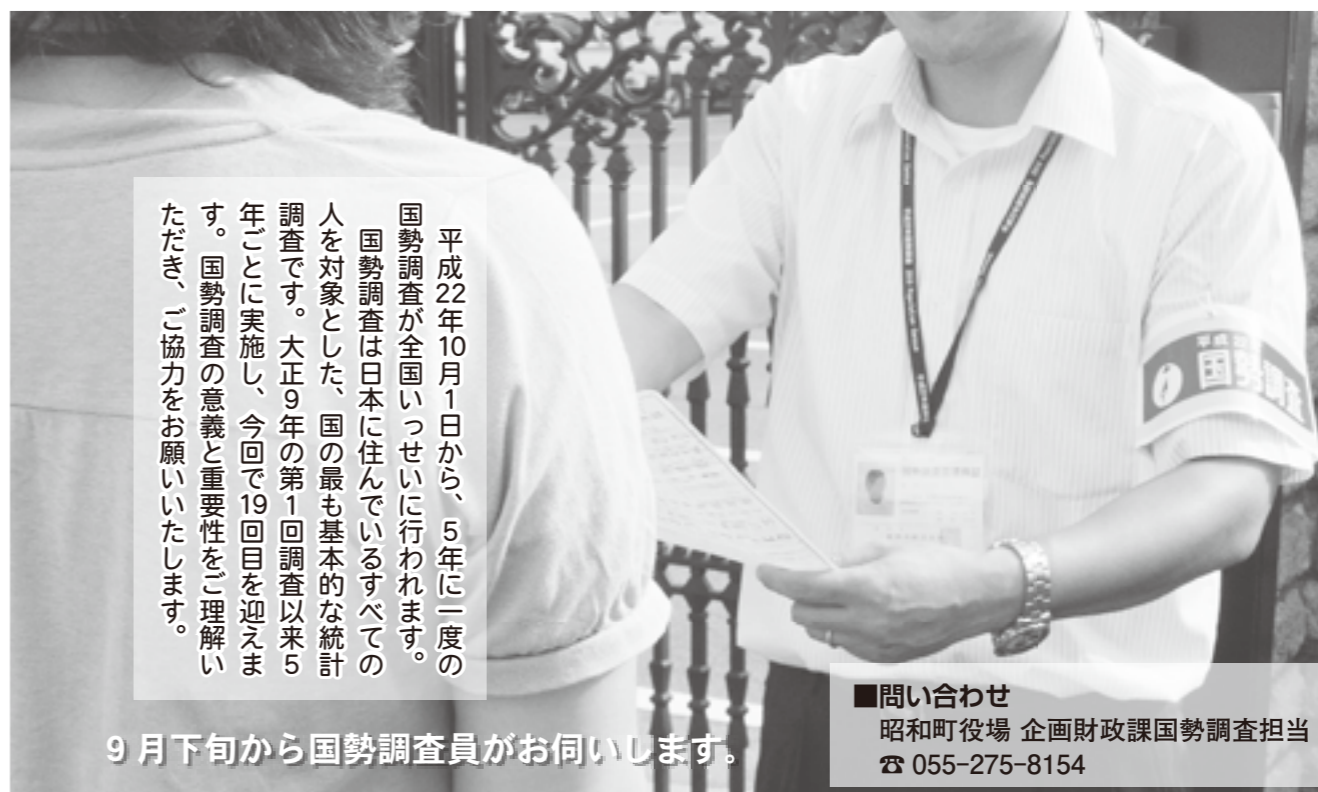
▲総合会館に飾られた「声かけ短冊」。各地区の正副班長さんが地区の皆さんに向けてのメッセージを飾りました。

昭和町は核家族化が進み、班員のほとんどが仕事をもち、子育てや家事に追われながら、愛育会活動を行っています。愛育の基本である声かけ・見守りを中心に、赤ちゃんからお年寄りまでに関わっていく中で、気付きを出し合い、話し合い、愛育会としてできることを考え、地域と時代のニーズに合った活動をしています。「声かけの大切さ」は、愛育のみならず多方面に渡り重要視されていて、その原点が愛育会での声かけ活動であることを意識し、訪問や研修を通じ、声かけや地域のつ

ながりの大切さを実感しております。来年には創立50周年を迎えますが、50年間途切れることなく愛育会が継続され活動してきたこと、今まで私たちが安心して生活できていたことは、歴代班員さんのこうした活動があったからこそです。その見守りに感謝し、今度は私たちが見守り、次世代に引き継いでいくことで、ますます健康で安心して暮らしが続けられることと思います。愛育活動は、人から人へと引き継がれていく活動で、任期末後も『愛育のこころ』を持ち、何年後かには昭和の町の中に『愛育のこころ』が広がっていることを願っています。人の始まりは「母」であり、誰にでも母がいて、「子」でもあります。『母子愛育会』とは、そんな「母と子を見守る会」であり、地域とともに「愛を育む会」でありたいと思います。

10月1日は、国勢調査。

ニッポンの今を知り、未来をつくるための調査です。



■問い合わせ
昭和町役場 企画財政課国勢調査担当
☎ 055-275-8154

9月下旬から国勢調査員がお伺いします。



国勢調査

調査にご協力をお願いします！

国の施策を行うための基礎データとしての役割

国勢調査は、人口や世帯、就業状態など、国の現在の実態を把握し、行政施策の基礎資料を得るために行われるものです。平成22年国勢調査では、「今の日本」を明らかにする統計データが得られるものとして期待されています。

国勢調査の回答は国民の義務です

平成22年10月1日現在、ふだん日本に住むすべての人が対象です。9月下旬から調査員がみなさんのお宅を訪問し、調査票を配布します。記入された調査票は10月上旬に再び調査員が訪問し回収いたします。国勢調査は統計法により国民の義務として定められています。



調査員はどんな人？

調査票の配布・回収を行っていただく「国勢調査員」は昭和町長の推薦に基づき総務大臣が任命する非常勤の「国家公務員」です。なお、国勢調査員がみなさんのお宅に訪問する際は、必ず「調査員証」と腕章を携帯しております。



調査員が調査票を配布・回収いたします

9月下旬から、調査員証を携帯した国勢調査員がみなさんのお宅に「調査票」を配りにお伺いします。調査票がお手元に届いたら、同時に配布される「調査票の記入のしかた」をよく読んで、10月1日現在の「普段住んでいる人」の状況を漏れなく記入してください。「普段住んでいる人」とは、住民登録に関係なく、10月1日現在ですでに3ヶ月以上住んでいる人か、住む予定の人です。10月上旬までに、再び国勢調査員が調査票を受け取りに伺いますので、調査にご協力をお願いします。

調査の対象となる人

国勢調査は、住民票などの届け出に関係なく、赤ちゃんからお年寄りの方まで、10月1日現在で日本国内に住んでいるすべての人が対象になります。

一人暮らしの方はもちろん、旅行などで一時不在となる方、町内に住む外国人の方も対象となります。

また仕事の関係などで、たびたび住居を移す人や、定まった住居のない人などは、10月1日の前後を通して3ヶ月以上昭和町内に住んでいるか、住む予定の人であれば、住んでいる場所で調査を行います。

Q&A 国勢調査

Q どんなことを調べるの？
A 男女の別、出生の年月日、就業状態、従業地または通学地など、世帯員一人一人について調べるほか、世帯員の数、住居の種類、住居の建て方など世帯についても調べます。調査項目は全部で20項目です。

Q どうしても答えなければいけないの？
A 調査票が提出されなかったり、正しい回答がされなかったりすると、誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐため「統計法」および「国勢調査令」で回答の義務について定められています。つまり、国勢調査に参加することは、私たちの義務の一つなのです。

Q 氏名も登録されるの？

A 調査票に氏名を記入するのは、調査対象として誰が調査されたか、各調査事項が誰によって記入されたものであるかを確認し、調査漏れや重複調査を防ぐためです。

Q 忙しくて調査票を記入する時間がありません

A 正確な調査結果を得るためには、みなさんのご協力が不可欠です。

また、調査票の内容は見かけより簡単で、時間も一人あたり数分で済みますので、ご協力をお願いします。記入してみてください、わからないことがあ

りましたら、企画財政課または、調査票を回収しにお伺いする調査員に質問していただいても結構です。

Q 調査票が税金の資料に使われるのでは？

A 統計以外の目的に使用することは法律で固く禁じられていて、税金の資料など、統計以外の目的に利用されることは決してありません。

Q 個人情報を守られるの？

A 調査をする人が、調査の結果を他人に漏らしたり、統計をつくる目的以外に調査票を使ったりすることはありません。なお、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。

Q 電話で調査されることはありませんか？

A 電話で調査を行うことはありません。国勢調査は、調査票に「鉛筆」で記入していただく方式で調査を行います。ただし、回収した調査票に記入漏れなどあった場合にのみ「指導員」もしくは「役場企画財政課」から照会する場合があります。もし、不審な電話等ありましたら、その場で回答せず、企画財政課までご連絡ください。

調査の流れ

9月中旬

お知らせの配布

調査員が「調査についてのお知らせ」を皆さんの家の郵便受けなどに配布します。

9月23日～9月30日

調査票の配布

調査員が「調査票」を配りにお伺いします。

10月1日（基準日）

調査票の記入

10月1日を基準として「調査票」にご記入ください。

10月上旬

調査票の回収

調査員が、ご記入いただいた「調査票」を受け取りに伺います。

調査票の点検

指導員が、ご記入いただいた「調査票」を点検・確認し記入漏れなどについては直接ご質問させていただきます。

調査の集計・公表

調査票は溶かして再生紙

皆さんのご理解とご協力をお願いします！

調査の内容、調査票の記入方法などがありましたら、コールセンターにお問い合わせください。
■国勢調査コールセンター
☎ 0570-01-2010 (ナビダイヤル)
☎ 03-6738-6677 (IP電話・PHSの場合)
■役場企画財政課
☎ 055-275-8154



乳がん検診の申込み受付は 9月30日・10月1日です!



乳腺が発達している30代の方はエコーでの検査となります

【検診日程】今年度より30才から受診できることとなりました!

内容	30～39才	問診・視触診・乳房エコー（超音波検査）								
	40才以降	問診・視触診・マンモグラフィ（乳房X線検査）								
対象	昭和町に住民票のある30才以上の女性 (昨年度、町の乳がん検診を受けた方、及び無料クーポン券を使用して施設で検診を受けた方を除く) ※町の集団検診は国の示す指針に則り、2年に1回対象となります。 ※ただし、昨年度に無料クーポン券を使用して施設で検診を受けた方、もしくは町の乳がん検診を受けた方の、うち「軽度異常」「経過観察」「要精検」と診断された方は、今年度も受診できます。									
	検診日時		11/9(火)	11/11(木)	11/19(金)	11/25(木)	11/30(火)	12/3(金)	12/7(火)	12/9(木)
30～39才		○	△	○	△	○	△	○	△	○
40才以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
①午後2:00～ ②午後2:30～ ③午後3:00～ ④午後3:30～ 時間はこちらで設定させていただきます。										
場所	昭和町総合会館 保健センター									
検診料	自己負担金 1,250円（検診日にお持ちください。） ※クーポン券対象年齢の方は、事前に郵送されているクーポン券があれば無料となります。									



【申し込み日時・方法】

方法	電話での申込み（申込専用ダイヤル： 055-268-1540 ） ※申込専用ダイヤル以外の番号へのお電話及び来所での申し込みはご遠慮願います。	
申込日・時間	9月30日(木)	10月1日(金)
	午前9:00～午後4:00 申込枠 360名分	午前9:00～午後4:00 申込枠 360名分
9日間の検診日の申込枠を2日間で均等に分けて確保してあります。		
受診員	1日あたり約80人（計 約720人） ※うち30才代の枠は、1日30名となります。	
注意事項	①電話でのお申し込みの際、ご希望の日にちと時間をお伝えください。 ②申込枠の定員になり次第、締め切りとなります。 ③申込みがあった方には受診日までに受診票兼問診票をお送りします。	

お申し込みの電話は、午後の方が比較的繋がります。

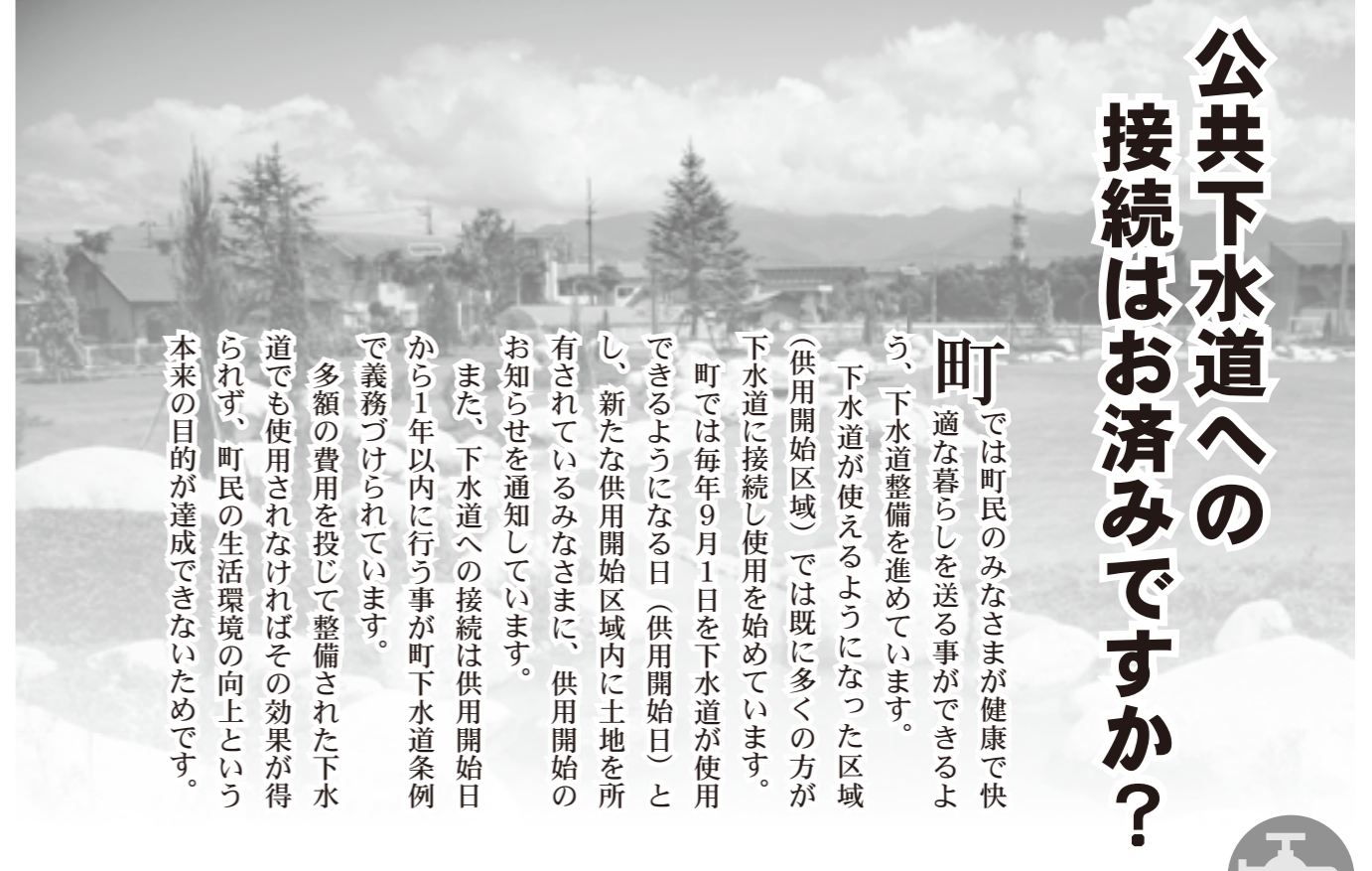


【検診結果】

検診結果	結果が出るまでに1ヶ月程度かかります。結果は、後日通知でお知らせします。
------	--------------------------------------

◆上記に関するお問合せは…いきいき健康課（☎275-8785）まで 【注意】この電話番号ではお申込みはできません。

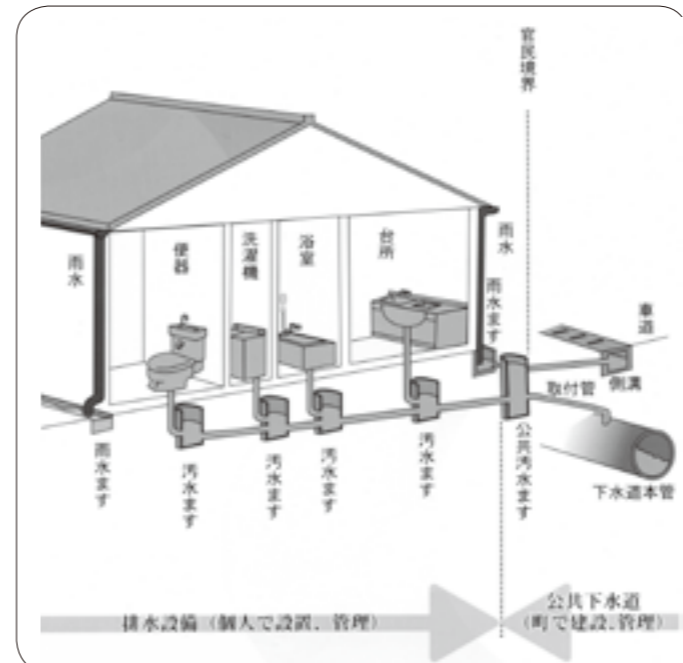
公共下水道への 接続はお済みですか？



町では町民のみなさまが健康で快適な暮らしを送る事ができるよう、下水道整備を進めています。下水道が使えるようになった区域（供用開始区域）では既に多くの方が下水道に接続し使用を始めています。町では毎年9月1日を下水道が使用できるようになる日（供用開始日）とし、新たな供用開始区域内に土地を所有されているみなさまに、供用開始のお知らせを通知しています。また、下水道への接続は供用開始日から1年以内に行う事が町下水道条例で義務づけられています。多額の費用を投じて整備された下水道でも使用されなければその効果が得られず、町民の生活環境の向上という本来の目的が達成できないためです。



宅内接続工事の方法



公共下水道へ接続する宅内工事については、町指定の排水設備工事店の中から業者を選んで行ってください。最初に、申請人が指定工事店で「設計」および「見積り」を取ったうえで直接工事の依頼をしてください。依頼した指定工事店が、町への手続きを代行し宅内工事を行います。また宅内工事については、「排水設備工事資金融資あっせん制度」くみ取り便所については、「水洗便所改造成成金制度」もありますので、ご利用ください。



※昭和町は「分流式」です。汚水は下水道へ流し、雨水は水路等の公共水域へ流しましょう。



ご注意ください

最近、言葉巧みに役場

との関係をにおわせた業者が訪問し、排水設備の点検や清掃を勧め、強制的に契約させるという事例が発生しています。役場では、宅内の排水設備に関して点検、清掃などを業者に委託する事はありません。

トラブルを回避するための注意点

- ①むやみにドアを開けない
 - ②勝手に作業をさせない
 - ③その場で契約はしない
 - ④役場との関係をおわせた後、役場へ確認をする
- ※少しでも不審に思われた時は、「役場下水道課」へご相談ください。



◆詳しいお問合せは…役場下水道課（☎275-8356）まで


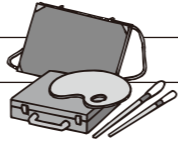
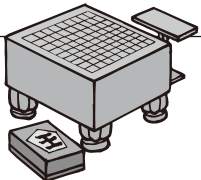
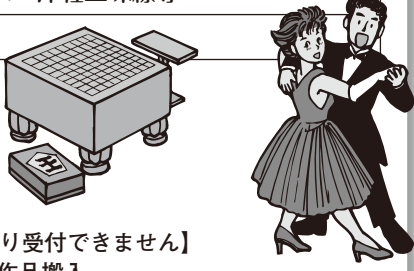
第46回 昭和町文化祭のお知らせ

昭和町文化祭を、来る10月8日(金)～11日(祝)に開催します。今年は「総合会館」へ会場を移しての開催です。町民の方どなたでもご参加、ご出品いただけます。つぎの募集規定によりお申し込みください。たくさんの方のご応募をお待ちしております。

文化祭日程

開催日	開催内容	開催時間	開催場所
10月8日(金)	会場準備	午後1時～3時	総合会館
	作品搬入・鑑賞	午後3時～5時	総合会館
	歌謡の夕べ	午後7時～午後9時30分	総合会館
	詩吟の夕べ	午後7時～午後9時30分	総合会館
10月9日(土)	記念式典	午前10時	総合会館
	作品鑑賞	午前10時～午後5時	総合会館
	芸能発表会	午後1時～午後5時	総合会館
	くじ引き	午後5時～午後5時30分	総合会館
10月10日(日)	作品鑑賞	午前9時～午後4時	総合会館
10月11日(祝)	囲碁・将棋大会	午前9時～	中央公民館
	片付け	午後1時～	総合会館

応募内容(展示日:10月8日(金)～11日(祝) 芸能発表会:9日 囲碁・将棋大会:11日)

短歌	1人3首以内、短冊と色紙	
川柳	題「雑詠」1人3句以内、色紙1枚、短冊2枚	
俳句	題「当季雑詠」1人3句以内、色紙1枚、短冊2枚	
書道	漢字、かな、語句、文書、書体は問わない。ただし、本、仮表装のもの1人1点	
写真	サイズ・白黒・カラー・題名は自由(氏名、電話番号を必ず記入) 部員以外の方は1人3点以内	
華道	生花、盛花、投入の如何を問わず流派も制限しない。材料、花器等は各自で用意する。	
盆栽	1人3鉢以内、種類は問わない。	
絵画 水墨画	画題:自由 大きさ:油彩F20以下・日本画水彩に準ず、作品は額縁入りを原則とするが、台紙でも可。 (費用は自己負担)	
押花	画題は自由、作品は額縁入りを原則とする。1人1点とする。	
手工芸・版画 七宝焼・陶芸	1人3点以内、気軽に出品してください。	
ジュニア展	保育園・幼稚園・小中学校・高校生の作品(習字・図画工作)を募集します。	
芸能発表	コーラス・民謡・詩吟・舞踊・歌謡・大正琴・フォークダンス・津軽三味線等	
囲碁・将棋大会	気軽に参加してください。	

応募規定(作品出品・芸能発表ともに)

応募先 町教育委員会生涯学習課 生涯学習係 (☎ 275-8641)
 方法 町教育委員会窓口で申込書に記入してください。
 締切 作品出品者 9月17日(金)(囲碁・将棋大会参加者含む)
 芸能発表者 9月10日(金)【締切日以降の応募は会場の都合により受付できません】
 会場準備・作品搬入 10月8日(金) 午後1時から会場準備、午後2時から作品搬入

文化協会会員の方へ 作品出品、出演希望者は各部長が取りまとめを行いますので、専門部長までお申し込みください。

主催 昭和町文化協会・昭和町教育委員会



第21回ふるさとふれあい祭りの様子

第22回 昭和町ふるさとふれあい祭り

今年も町を挙げての一大イベント「ふるさとふれあい祭り」を10月10日(日)に開催します。第22回を迎える今回は、会場を押原公園(ゆめパーク昭和)に移し開催します。町内の各種団体による出店等趣向をこらした催し物も予定しています。みなさんお誘い合わせのうえ、お越しください。なお、詳細は来月の広報誌でもご案内いたします。



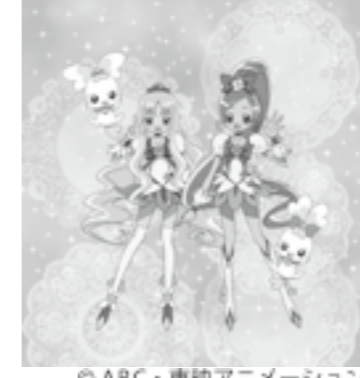
田中アキラ



ビリーバンバン



かわきもも
川輝孟護
(元秋山美果)



©ABC・東映アニメーション



美南ひろこ

進行予定表

お祭り広場(ステージ)	時間
● オープニングセレモニー	10:00～10:30
● キャラクターショー(1回目)	10:30～11:00
● 押原中吹奏楽部演奏	11:10～11:40
● 町民ふれあいオンステージ	11:50～12:30
● キャラクターショー(2回目)	12:30～13:00
● ふれあいコンサート1 (美南ひろこ・川輝孟護・田中アキラ)	14:00～ ～14:50
● 推進委員会会長あいさつ	15:00～15:15
● ふれあいコンサート2 (ビリーバンバン)	15:15～ ～16:00

■ 問い合わせ先 企画財政課 (☎ 275-8154)

図書館だより

No.4



●休館日
6日(月)、13日(月)、20日(月)
23日(木)、27日(月)、30日(木)

●お問い合わせ
☎ 275-7860

イベントのお知らせ Information

(*印 電話で予約ねがいます)

おはなし会

9月4日(土) 11時～
幼児から小学生まで対象のおはなし会です。おはなし、手遊び、絵本などお楽しみください。

0,1,2歳児のおはなし会

9月16日(木) 11時～
0,1,2歳児と保護者の方のためのおはなし会です。絵本やわらべうたをお楽しみください。

おはなし探検隊

9月25日(土) 午後2時～
小学生対象のおはなし会です。おはなし、絵本、そして工作も用意しています。ぜひ来てね!
*お申し込みください。

手づくり絵本教室

9月8日、15日、22日、29日、
10月6日(水) 午前10時～
あなたも「世界でたった1冊の絵本」を作ませんか?
子ども連れの方もOKです。定員20名。
*お申し込みください。

子ども映画会

9月21日(火) 午後2時～
小学生向けの映画会をおこないます。
ぜひきてください。



本と図書館を楽しむ講座

9月11日(土) 午後2時～
“朗読を楽しむ” 清水 章子氏
朗読の世界をお楽しみください。
*お申し込みください。



今月のおすすめ Book

『だいじょうぶ だいじょうぶ』

いとうひろし作 絵



ぼくがちいさいころ、おじいちゃんの「だいじょうぶ だいじょうぶ」はおまじないみたいだった。
ぼくがおおきくなると、おじいちゃんは、ずいぶんとしをとって…。
こんどはぼくが「だいじょうぶだよ、おじいちゃん」となれどもくりかえすのです。

『ギルガメシュ王ものがたり』

ルドミラ・ゼーマン 作 絵 松野正子 訳 岩波書店



世界最古の物語、ギルガメシュ叙事詩をもとに作られた絵本です。5000年以上前の物語だけれど、主人公は現代を生きる私たちと共通する悩みを抱えています。
『ギルガメシュ王のたたかい』『ギルガメシュ王さいごの旅』も合わせてどうぞ。

『おじいちゃんの出番！ 絵本で楽しむ孫育て』

草谷桂子 著 大月書店

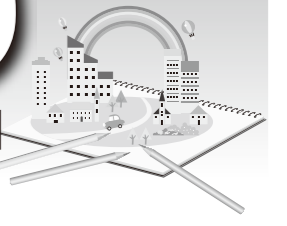


「孫と絵本を楽しむための講座」でも紹介された本です。絵本を開くことで、お孫さんとの距離がもっと近くなります。ぜひ、ご一読を!

『まちづくり』だより

《常永土地区画整理事業》

【第80号】



《区画整理事業》



第2次保留地分譲のお知らせ

常永土地区画整理組合では、第2期工事が終了した箇所を中心に、第2次保留地の分譲を行います。今後、道路舗装工事等が行われる場所となりますが、数多くの方から、区画整理地内の保留地を求めたいとの問合せを頂いておりますので、次の日程により受付を行います。

日時：9月1日～24日まで
(平日の午前9時～午後5時)
場所：区画整理組合事務所
上河東334番地1

なお、申込みは、区画整理組合に備え付けの用紙でお願いします。不明な点がありましたら下記の問合せまでご連絡をお願いします。

価格表

保留地 No.	街区番号	画地番号	面積 (坪)	単価 (円/坪)	金額 (円)
25	59	1	75.33	180,000	13,559,000
26	53	3	61.12	195,000	11,918,000
28	42	1	75.05	185,000	13,884,000
29	42	17	65.18	180,000	11,732,000
30	42	16	62.00	183,000	11,346,000
31	42	12-1	72.57	183,000	13,280,000
32	42	11	64.81	195,000	12,637,000
33	21	1	113.51	250,000	28,377,000
34	21	3	229.66	170,000	39,042,000

【問い合わせ先】

《区画整理》
常永土地区画整理組合 ☎ 275-2261
役場区画整理課 ☎ 275-8918 (直通)



木造住宅の耐震診断について

東海地震は、現在いつ発生してもおかしくない切迫した状態にあると言われており、ひとたび発生した場合は、甚大な被害が出ると思われています。

町では、「災害につよいまちづくり」のさらなる推進を目指して、大地震発生時に倒壊の危険性が高い新耐震基準以前(昭和56年5月31日以前)に建築された木造個人住宅の無料の耐震診断を実施していますので、災害時に自らの命と財産を守るための第一歩として、ぜひ活用下さい。

また町では、この耐震診断の結果、地震の際に倒壊の危険性が高いと判断された住宅の「耐震改修」「耐震化建替」「耐震シェルター設置」に関する補助事業も実施しています。

木造個人住宅耐震診断事業

- 対象住宅：昭和56年5月31日以前に木造在来工法で建築された2階建て以下の個人住宅
- 募集戸数：10戸(先着順)※申込状況によっては募集戸数を追加する予定です。
- 診断費用：無料(費用は国・県・町で負担)

木造個人住宅耐震化補助事業

○補助対象：上記の無料耐震診断の対象となる個人住宅で、その診断の結果、地震の際に倒壊の危険性が高いと判断された住宅の「耐震改修」「耐震化建替」「耐震シェルター設置」の事業についてその費用の一部を補助します。

※補助を希望される方は事前に「相談下さい。」

★木造個人住宅耐震診断事業
耐震化補助事業の申込先は：
役場 都市整備課 都市整備係
(☎ 275-8413)

国民年金

シリーズ
その69

年金は世代間の支えあい。
年金についてもう一度
考えてみませんか。



老齢基礎年金・年金額はいくらになる？

～老齢基礎年金の額は、保険料を納めた期間などにより決まります～

20歳～60歳まで、40年間納めた場合の年間の満額は
老齢基礎年金額(年額) ……79万2,100円

免除期間がある場合は、以下の計算で求められます。

$$79万2,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{4}{8} \times \frac{7}{8} + \frac{\text{半額免除月数}}{4}}{40年(加入可能年数※) \times 12} + \frac{\text{4分の1納付済月数} + \frac{4}{8} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{全額免除月数}}{2}}{40年(加入可能年数※) \times 12} \times 79万2,100円$$

※昭和16年4月1日以前に生まれた人は、昭和36年4月から60歳になるまでの年数を入れます。

※基礎年金の給付に必要な費用については、一部を国庫が負担しています。上記の計算式は国庫負担が2分の1の場合です。平成20年度以前の免除期間については、国庫負担3分の1として計算します。

※受給するためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年(300月)あることが必要です。

● 繰上支給・繰下げ支給 ●

老齢基礎年金は65歳から受給できますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に減額された繰下げ支給の年金を受けたりすることが出来ます。

早くもらう 繰上げ支給

60歳から65歳になるまでの間で、請求したときの月単位の年齢によって減額率が決まります。

$$\text{減額率} = 0.5\% \times \frac{\text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}}{5}$$

後でもらう 繰下げ支給

66歳以降で、請求したときの月単位の年齢によって増額率が決まります。

$$\text{増額率} = 0.7\% \times \frac{\text{65歳になった月から繰上げを申し出た月の前月までの月数}}{5}$$

繰上げ支給・繰下げ支給の注意点

- ・ 一度決めた減・増額率は一生変更できません。
- ・ 繰上げ支給を受けた後は障害基礎年金を受けられません。
- ・ 国民年金の任意加入者は繰上げ支給を請求できません。

問い合わせ… 電王年金事務所(旧電王社会保険事務所年金業務課)(☎278-1104)
または… 役場町民窓口課年金係(☎275-8264)

子ども手当の申請はお済みですか？

今年4月分からの子ども手当を受給するためには、9月までの手続きが必要です

今まで、所得の制限により児童手当が受給出来なかった方や、中学2・3年生のお子様がいる方は、子ども手当の認定請求や額改定認定請求の手続きが必要となります。9月中旬に手続きを行っていただいた場合は、子ども手当が開始された今年4月分からの子ども手当を受給することが出来ますが、手続きを10月以降にされた場合、請求した翌月分からの受給となってしまうので、手続きがお済みでない場合は、お早めに町民窓口課までお越し下さい。

手続きQ&A

- Q** 今まで、所得制限で児童手当が受給できなかったのに、子ども手当を申請しても受給できないのでは？
- A** 子ども手当の受給に、所得の制限はありません。申請することで受給ができます。
- Q** 現在、子どもと離れて暮らしているのに受給できないのでは？
- A** 仕事や修学の関係等で、お子様と別居されている場合でも要件を満たしていれば、請求者が住所地で居監護の申請をし、世帯全員分の住民票等を提出いただければ、子ども手当を受給することが可能です。※お子様が海外にいる場合は、別の手続きが必要です。詳しくは町民窓口課までお問い合わせください。
- Q** 公務員でも手続きが必要な場合がありますか？
- A** 公務員の方は基本的に職場から支給され町での手続きは必要ありませんが、独立行政法人や国立大学法人(山梨大学・県立病院・国立病院等)の職員の方や臨時職員の方は、町から支給となり手続きが必要です。
- Q** 用紙を紛失した。または無い。書き方が分からない。
- A** 用紙が無い場合には、予備があります。また、その他に書き方等でご不明な点があれば町民窓口課までお問い合わせください。

● 現況届が未提出の方は早急に提出してください

本町で児童手当を受給されていた方は、子ども手当の現況届の提出が必要です。手続きが必要な方には、通知を郵送いたしました。この届は引き続き子ども手当を受ける要件を満たしているかを確認する大切なものです。この届が提出されない場合、6月以降(10月支払分)の子ども手当が受けられなくなってしまいます。もし、まだ届を提出されていない場合や、届に不備があり保留となっている方は、早急に町民窓口課まで提出ください。

◆ 詳しいお問合せは… 町民窓口課 子ども手当担当 (☎275-8264) まで

「父子家庭」のみなさまの児童扶養手当申請を受付しています



ひとり親家庭の自立を支援するため、父子家庭のみなさまにも「児童扶養手当」が支給(※所得制限あり)されることになりました。児童扶養手当を受給するためには申請(認定請求)が必要です。

- 申請手続きに必要なもの
添付書類 受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本、住民票など。
- 申告期限** 11月30日(申請猶予期限)までに手続きをしてください。※11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。

■ 問合せ 役場 福祉課 児童家庭係(☎275-8784)